

令和8年度上半期・速度取締り指針

● 小松警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	速度規制
① 国道8号	8:00～10:00 12:00～14:00 18:00～20:00	全 線 (高堂IC周辺～二ツ梨IC周辺)	法定速度60km/h
② 国道360号		軽海町地内～城南町地内	法定速度 指定速度50km/h
③ 加賀産業道路		上八里町地内～八幡地内	法定速度60km/h
④ 加賀海浜道路		大島町地内～城南町地内	法定速度60km/h

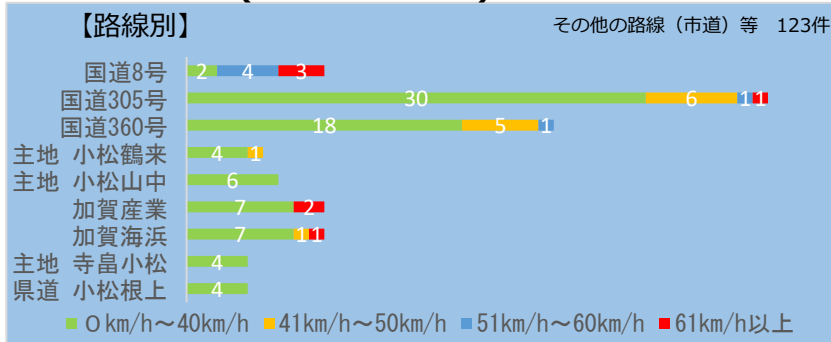
★重点以外の場所・時間帯も、取締りを実施します。

● 管内で発生した交通事故分析結果（過去3年の上半期）

○ 交通事故発生状況

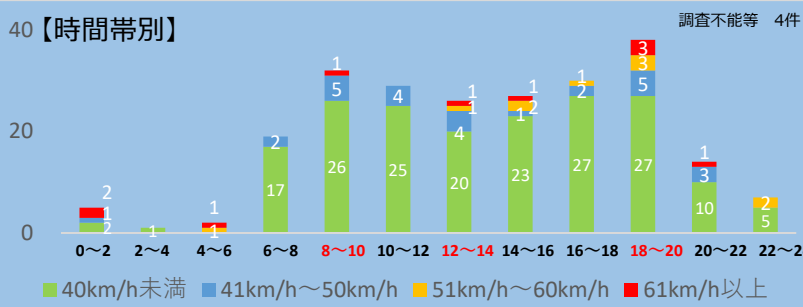
交通人身事故234件（内、交通死亡事故4件）

○ 危険認知速度(事故直前の速度)別 人身事故発生状況



▼ 国道8号、国道305号、国道360号、加賀産業道路、加賀海浜道路で高速度の事故が多い

※ 国道305号は、出会い頭や、追突事故が多いため、交差点関連の取締りや、流動警戒を強化



▼ 8～20時に事故の発生が多い

▼ 8～10時、12～14時、18～20時に高速度での事故が多い

● 管内で発生した交通事故分析結果（令和7年10月末時点）

- ・ 人身事故131件、死者3人、負傷者151人
- ・ 発生時間帯では、78%が日中（日の出から日没まで）において発生
- ・ 道路形状別では、54%が交差点や交差点付近で発生

● その他の交通指導取締り要点

- ・ 交差点等における交通事故が多いことから
「一時不停止」「横断歩行者妨害」「信号無視」の取締りを強化します。
- ・ 通学路における交通安全確保の観点から、通学路における交通安全指導を行います。